

愛知学院大学大学院飛び級入学特待生奨学金規程

令和4年4月1日施行

（目的）

第1条 本規程は、本大学院へ本学3年次生を対象とする入試制度を利用し、優秀な成績で博士前期課程（修士課程）へ入学した学生（以下「飛び級特待生」という。）へ、飛び級入学特待生奨学金（以下「飛び級奨学金」という。）を給付することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（資格・人数）

第2条 飛び級特待生の資格は、大学3年次修了までの学業成績の総合GPAが、各学部学科の上位10%以内の者とする。

2 前項で各研究科に対象者が複数いる場合は、上位1名までとする。

（選考及び決定）

第3条 飛び級特待生の選考は、各研究科長が第2条該当者につき候補者を選考し、大学院委員会の議を経て学長の承認を得る。

（期間）

第4条 飛び級奨学金の交付は入学年次限りとする。

（奨学金）

第5条 飛び級特待生には、授業料の負担を軽減し、修学を支援するための奨学金として、30万円を採用年度の秋学期に一括して交付する。

2 秋学期休学した者については、復学した学期に一括して交付する。

（取り消し）

第6条 飛び級特待生が学則に基づき、懲戒処分を受けた場合には、大学院委員会の議を経てその資格を取り消すことがある。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、業務執行理事会の承認を得なければならない。

（事務）

第8条 この規程に関する事務は、教務部教務課が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。